

会議名	第17回福祉有償運送運営協議会
開催日時	平成30年8月8日（水）午後2：00から3：15まで
開催場所	人材育成センター
出席者	12名 [委員 9名] 七島会長、丸山副会長、小野寺委員（代理）、伊藤委員、甲斐委員、金委員、本田委員、星野委員、藤田委員 [事務局：区3名] （福祉部） 栗野福祉係長、河崎主任、横山主事
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
議 題	1 委嘱式 2 副区長あいさつ 3 委員の紹介 4 板橋区における福祉有償運送の必要性について 5 協議 （1）「NPO法人Caremo」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新の登録申請についての協議 （2）「一般社団法人ぱざぱ」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新の登録申請についての協議 6 その他
配付資料	資料1 委員一覧表 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 資料4 「NPO法人Caremo」の道路運送法第79条の6に関する申請書等 資料5 「一般社団法人ぱざぱ」の道路運送法第79条の6に関する申請書等 資料6 福祉有償運送の登録に関する処理方針について 資料7 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 資料8 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
所管課	福祉部障がい者福祉課福祉係

星野障がい者福祉課長

ただいまより、第17回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、委嘱状の交付を行います。

板橋区副区長、橋本正彦より委嘱状をお渡しいたします。皆様の席でお一人ずつ交付いたしますので、お名前をご紹介させていただきました方は、その場でご起立をお願いいたします。またご起立が無理な方は着座のままで結構でございます。

委嘱状の伝達

星野障がい者福祉課長

柳瀬光輝様ですが、本日は代理で小野寺直人様にお受け取りいただきます。

なお、このほか、清田明德様ですが、本日、お仕事の都合でおくれていらっしゃるというところでございます。

それでは板橋区副区長、橋本正彦よりご挨拶を申し上げます。

橋本副区長

皆様、こんにちは。

ご紹介いただきました副区長の橋本でございます。

本来でしたら、坂本区長が伺いまして委嘱状をお渡しし、またご挨拶を申し上げるべきところでございますけれども、本日公務がちょっと重なってございまして、どうしてもこちらに伺うことができません。皆様にくれぐれもよろしくお伝えするように申しつかってまいりました。大変恐縮ですが、かわりまして、私から先ほど委嘱状をお渡しさせていただきました、またご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は委員の皆様には本当にお忙しい中、また今日は台風が来るということで、足元の悪い中、福祉有償運送運営協議会、こちらにご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また、皆様には日ごろから板橋区政のご理解とご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、このたび委員の改選ということで、7名の皆様にご承諾をいただきましたけれども、引き続きの委員の方もいらっしゃるにしまして、引き続きご協力いただきますけれども、

よろしくお願いいたします。

板橋区では昨年度、一人一人が自分らしく社会参画できる地域づくり、これを基本目標といたしました第5期の障がい福祉計画並びに第1期の障がい児福祉計画、これを策定させていただきました。また、あわせまして、全ての人が暮らしやすい地域社会の実現を目指すということで、ユニバーサルデザインの推進計画2025、これも策定させていただきましたところでございます。

これらの計画を具現化するためにも、区と区民、及び事業者のそれぞれの皆さんの協働のもとで全ての人が自由に行動し、社会参画できるよう、多様な移動手段を確保することが大変重要だということでございます。

そういうことを踏まえまして、本協議会は地域における実情を踏まえて、道路運送法等に基づき、NPO法人等の福祉有償運送の必要性、また実際の実施に際して旅客から収受する対価、いわゆる旅客の安全や利便性の確保等についてご協議をいただくことを目的として、道路運送法の改正を受けまして、平成17年3月に、都内では3番目に設置をさせていただきますまして、今回で17回目の運営協議会の開催になるものでございます。

現在、板橋区には、当協議会でご協議をいただきまして事業を実施していただいている団体が4団体ございます。障がい者、あるいは高齢者にとって地域における重要な移動手段となっているところでございます。

区といたしましても、障がいのある方の移動の利便性の向上、これを一層強めるように努めてまいりたいというふうに考えてございますので、委員の皆様におかれましては、どうぞその視点からのご理解、ご協力いただきますとともに、ご審議をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

星野障がい者福祉課長

これにて、板橋区福祉有償運送運営協議会委嘱式を終了いたします。

なお、副区長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

橋本副区長

すみません、大変申しわけございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

星野障がい者福祉課長

では、引き続きまして、板橋区福祉有償運送運営協議会の議事に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次第の3番に基づきまして、名簿の順に各委員のご紹介を改めてさせていただきます。恐れ入りますが、この先につきましては着席にて進めさせていただきます。

委員の紹介

障がい者福祉課長

続きまして、板橋区役所の職員でございます福祉部長、七島晴仁でございます。介護保険課長、藤田真佐子でございます。私は障がい者福祉課長、星野邦彦でございます。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立しておることを報告させていただきます。

最後に事務局職員の紹介をさせていただきます。障がい者福祉課福祉係係長、栗野でございます。同じく障がい者福祉課福祉係、横山です。同じく福祉係、河崎でございます。

障がい者福祉課長

では、ここで改めまして、お手持ちの資料のご確認をさせていただきます。

事前にお送りさせていただきました資料1から8までがお手元にありますでしょうか。ご確認をよろしくお願いいたします。

なお、ここで一つ皆様にお願いがございます。本日の協議会の会議録を作成するため、録音させていただいております。発言される方は、発言される前にお名前をおっしゃっていただいてからお話を始めていただきますようお願いいたします。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

また、協議会の会議については、透明性の観点から傍聴の制度を設けておりますが、本日は傍聴のお申し出はございませんでした。

それでは次第4に進んでまいりたいと思います。

板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱、資料2に基づきまして、会長、副会長の選出でございます。

会長につきまして、どなたか、ご推薦がございますでしょうか。

A 委員

国交省のガイドラインでは、この運営協議会については地方公共団体の長が主宰するものというふうにありますので、担当部局の福祉部の七島部長が適任かと思えます。

星野障がい者福祉課長

ありがとうございます。

そのほか何かご意見がございますでしょうか。

(発言する者なし)

星野障がい者福祉課長

では、七島部長、いかがでしょうか。

七島福祉部長

それでは、お引き受けをさせていただきたいと思えます。

同時に、副会長には、引き続き丸山委員にお願いしたいというふうに思っております。

星野障がい者福祉課長

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

星野障がい者福祉課長

では、異議なしということでございますので、会長は福祉部長、副会長は丸山委員とさせていただきます。

ここからの進行につきましては、七島会長にお願いいたします。

七島会長

それでは、ただいまから協議に入らせていただきたいと思います。

まず、次第の5番でございます。板橋区における福祉有償運送の必要性についてということで、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。

事務局

板橋区における福祉有償運送を取り巻く現状について、資料3により説明

七島会長

それでは、板橋区における福祉有償運送の必要性についてご説明をさせていただきました。何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

七島会長

それでは、引き続きまして次第6になります。まず、(1)でございますけれども、NPO法人Caremoの道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請についての協議でございます。まずは事務局のほうから団体の紹介をお願いしたいと思います。

事務局

紹介させていただきます。NPO法人Caremoさんは、平成28年5月の第13回運営協議会で承認され、国土交通省の登録を受けて、福祉有償運送を実施していらっしゃいます。本日、1回目の更新にかかわる協議となります。よろしくお願いいたします。

七島会長

それではNPO法人Caremoの道路運送法第79条の6に基づきます有効期間の更新登録申請及び対価につきまして、ご説明をお願いいたします。

NPO法人Caremo

NPO法人Caremoの鈴木と申します。本日よりよろしくお願いいたします。

まず資料4と右肩にございます、前回から今回についての変化というところでございますが、基本的には変化はございません。ちょっと中の担当者が変わりまして、運行管理のところに羽田という者が入りまして、今は鈴木、羽田の体制で行っております。

めくっていただきまして、9ページです。私どもは内容はこのとおりなんですけれども、運送の区域については東京都板橋区と書いてございます。5番、事務所の名称及び位置ということですが、東新町にございます。やまと診療所という在宅医療のクリニックの中に設置しておりまして、駐車場もその中にございます。主に我々はその在宅診療所の患者さんを運ぶということを中心に運行しております。

車両ですが、小さな車椅子車両ですね、ラクティスなんですけれども、車両を所有しております、それを運行しています。

旅客の範囲というところですが、基本的には介護保険の要介護認定の方のみを対象として輸送しております。

その次は、定款なので割愛させていただければと思います。

20ページが履歴事項全部証明書でございます。

21ページはNPO法人としての役員でございまして、5名が役員として選任されております。

22ページは宣誓書で、内容について該当しないことを宣誓するものでございます。

23ページは車検証でして、該当事項が、ちゃんと車検を受けていますという内容でございます。

24ページは、運転者としてですが、現在は実質、私一人で運行しております。資格自体を持っている者がいるんですけれども、土曜日、日曜日しか運転できないということで、実際には私のみが今、平日運転しているような状況でして、その運転免許証と福祉移動サービスにかかわる資格の講習の修了証を25ページ、26ページに示してございます。

27ページは私の運転者台帳でございます。運転者証も同様の書式で準備してございます。

運行管理の責任者は同様に私が担っておりまして、30ページ、羽田という者が共同で運行管理者を行っております。私が運転するときは、羽田が運行管理に立つという内容でございます。

苦情処理体制なども書いておりますけれども、今まで苦情の経験はございません。

32ページは、8月19日に更新で申込書の状態になっておりますけれども、実際にルール

どおりの対人・対物無制限という保障に入っております。

33ページは旅客の名簿でして、今現在2名なんですけれども、在宅クリニックということで、対象の患者様が亡くなってしまうということで、ワンショットで行くと余り人数は多くないというところなんです。現在ですと、要介護4の方が2名という状況でございます。

利用対価表は35ページ、36ページなんですけれども、輸送の対価として初乗り料金は2キロまで350円、それと距離加算で500メートルごとに80円という対価で運送しています。回送料金については、お迎えに伺うときだけ1キロごとに100円ということと、乗降の介助を500円、そして待機料金30分ごとに500円という料金設定で運営しております。

タクシー料金との比較表は、実は前回のもので変わらないものが掲載されているんですけども、おおよそ介護タクシーの半額程度、もう少し低いぐらいになっているんですけども、料金設定を行っております。

安全な運転のための確認表というところなんですけれども、今のところ、無事故・無違反で1年半余り運営してきております。乗務記録も、このような体裁で過去残しています。大体、今、1週間に2回程度です。運送を2名の患者さんに対して行っているというのが現状でございます。ちょっと月にもよりますけれども。

事故の記録、苦情処理簿については経験がなくて、そのままさらの状態で掲示してございます。

一旦私のほうからの資料の説明は以上で、もしご意見、ご指摘ございましたら、よろしく願いいたします。

七島会長

ご説明ありがとうございました。

今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

B 委員

30ページの管理体制を記載していただいているところなんですけれども、先ほどご説明いただいた中で、運転されているのが今、鈴木様お一人で、管理の責任者も今、鈴木様ということで、一人で運転者と責任者、2つやっぺらっぺらという感じだと思っておりますけれども、運行管理責任者がやっぺらっぺら内容として、運転する前に、例えば酒気帯びであるとか健康状態の確認とか、そういったもの確認して安全な運転に支障がないか

どうか、あと安全を確保するため適切な指示を行っていただくということになるので、できれば運転する方と責任者の方を分けていただけたほうがいいのかと思います。

先ほど、代行で羽田さんという方がいらっしゃるということなので、例えば責任者の方を羽田さんにして、鈴木さんが運転する際に確認していただくとか、そういった体制のほうがいいのかと思います。

NPO法人Caremo

実態としてはそういうふうに確認していますので、名前の問題だと思しますので、ちょっとそこは検討して交換するなりさせていただきたいと思います。

羽田も実は運転の免許自体は持っているんですけども、実質運転をすることがないので、なので、ちょっと交換するかどうかは、また団体内でディスカッションして決定したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

七島会長

よろしいでしょうか。ほかにはどうでしょうか。

A委員

今現在2名の方が利用されているということで、診療所の在宅の利用者の方の送迎ですので、車自体がそれほど回っているわけでもない。事業として特別困るということはないと思うんですけども、逆にあいているということは結構もったいないなという部分があって、利用者の会員として診療所の患者様以外に利用することは一応可なのか不可なのか。

NPO法人Caremo

可でございますが、ちょっとなかなかそういったような、外向きの活動が今できておりません。運行体制も実際にやってみると、始める前はわからなかったことなんですけれども、前後の時間がかかりとられるということがあって、1人の人間で複数の患者様に対応していくというのは結構難しいなというのは感じているところでございます。

あと、どうしても通院で送迎するケースがあるんですけども、ちょっと在宅なのに通院というと不思議な感じがするかもしれないんですけども、結構整形のほうに行く必要があるとか、在宅の患者さんでも通院するケースというのはございます。歯医者さんとか

ですね。

なので、時間が重なってしまうんですね。稼働を上げるというのが難しいなというのが、1年半運営してみて、思っているところです。

実際は待っているは待っているんですけども、例えば午後とかはガラガラなんですね。なんですけども、車両自体は在宅の職員が利用して、病院さんの訪問とかに使っているんで、車両自体があいているということではない。我々の運行の体制としては、まだまだ余地があると思っているんですけども、やはりもう少し運転者がふえて、平日日中できる運転者をふやさないと、外の方を積極的に受け入れていくというのは難しいなというのが今運営する中で感じているところです。ちょっとそれは想定よりもビハインドの状況なのかなというふうに感じているところでございます。お答えになっているかどうか。

七島会長

よろしいですか。ほかにはどうでしょうか。

C委員

今現在は運行管理のほうは鈴木様が主体となってされているということにして、今それほど患者さんは、そこまで頻繁に車を利用してはいないということだったんですけども、今後の話ということで、27ページに運転者台帳がありまして、下のほうに「事故歴または道路交通法違反の状況」ということで、我々タクシー会社ですと、やはりこういうふうに運転者台帳を作成しているんですけども、例えば面接して採用した乗務員さんが、自分は事故やっていませんというふうに自己申告されても、実際にその方が過去にどういった事故をされたかというのを我々もちょっとわからないところがありまして、免許証とかもちろん確認するんですけども、免許証の裏を見ても、交付してから次に更新するまでに事故を起こした場合は、その免許証には何も履歴が載ってこないんで、目に見えないところもございまして、我々事業者としては、運転経歴証明書というのを必ず採用する乗務員さんから取得するようにしているんですね。

そうすると、過去5年間、その方の運転の経歴等が履歴として載っかってきますので、それを見て、本当にこの採用した乗務員さんは事故がないんだなという形で、そういう証明をとって採用等をしています。今現在は鈴木さんで、ご自分で運転されてということなんですけれども、今後もしそういう運転される方が増えていくとか、そうなった場合に、

この運転経歴証明書等をとって、やはり患者さんでも命を預かる仕事だと思しますので、運転される方の資質じゃないんですけども、そういうことも検討されるのもいいんじゃないかなと思います。

NPO法人Caremo

ありがとうございます。どういうものか、また調べて。

C委員

もしよかったら、終わった後に。

NPO法人Caremo

よろしいですか、お願いします。ありがとうございます。

七島会長

よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

七島会長

それでは協議会としての決定をさせていただきたいと思います。NPO法人Caremoさんの更新登録申請と対価につきまして、この協議会としては認めるということでさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

七島会長

では、さようにさせていただきます。ありがとうございました。

NPO法人Caremo

ありがとうございました。

七島会長

それでは続きまして、次第6の(2)へ進めさせていただきます。次は一般社団法人ばざばの道路運送法第79条の6に基づきまして有効期間の更新登録申請ということについての協議となります。それでは、まず事務局のほうから団体のご紹介をさせていただきたいと思います。

事務局

紹介させていただきます。一般社団法人ばざばさんは、平成28年11月の第14回運営協議会で承認されまして、国土交通省の登録を経て、福祉有償運送を実施していらっしゃいます。本日1回目の更新にかかわる協議となります。よろしくお願いいたします。

七島会長

それでは一般社団法人ばざばの道路運送法第79条の6に基づきます有効期間の更新登録申請、それから対価につきまして、ご説明をお願いいたします。

一般社団法人ばざば

本日よろしくお願いいたします。一般社団法人ばざば、理事の笠原と申します。

冒頭で、よく「ばざば」ってどういう意味なのと、会う人、会う人によく言われるんですけども、この場をかりて説明させていただきますと、フランス語で「一步一步」という意味ですので、これだけは先に申し上げさせていただきたいと思います。

では、資料5のほうから説明させていただきます。

初回申請時と本日の相違点としましては、主に車が増えたことと利用者様の数が増えたということがメインになっております。それ以外は、申請状況としては変更ございません。

続きまして、様式第2号です。弊法人の運送の状況ですけれども、発地・着地のどちらかが板橋区内というふうになっております。

事務所の名称ですが、一般社団法人ばざばとはなっておりますが、手前どもが運営する別法人の株式会社で運営しております、障がい者入所施設の短期入所施設の敷地内に駐車場、車2台分がありまして、そちらのほうに車を車庫として置いております。ですので、事実上、事務所は高島平ということになります。

それから43ページに行きます。車両ですが、株式会社のほうで所持しているワンボックスカーと軽自動車を持ち込み車両という形で2台使用しております。軽自動車に関しましては、今年の4月より運行を開始している状況でございます。

それから7番、運送しようとする旅客の範囲ということで、ご利用者様なんですが、登録上は「イロハニ」となっておりますが、ほぼ9割9分が知的障がいと身体障がいの方になります。

44ページからは定款になりますので割愛させていただきます。

48ページ、履歴事項、こちら割愛させていただきます。

50ページ、役員等、こちら割愛させていただきます。

51ページ、様式第3号は宣誓書として、法に触れていないということで宣誓いたしております。

52、53ページです。上が8ナンバーの日産キャラバンの車検証になります。下が軽自動車です。三菱のEKワゴンという車両を使っております。

54、55ページが、株式会社が保有しております車両を一般社団法人に貸し出しするという契約で株式会社の代表取締役も一般社団の代表理事も同じ横田という者になっておりますけれども、一応別法人という形ですので、書類を作成し、法にのっとって書類は交わしております。

56、57ページは軽自動車のほうです。こちら内容と同じくとなります。

58ページ、様式第4号、運転者は私、笠原のみになります。途中、去年の秋口から今年の最初ぐらまで、短期入所のほうの非常勤職員で有償運送の資格を持っていた者がおったんですが、ほぼ運転することもなかったので、そちらのほうの記載はございません。

59ページは免許証になります。

60ページは資格を講習した練馬区の社協さんのほうでお世話になりまして、講習を受けさせていただきました。

61ページは運転者台帳、こちらは私だけになります。

62ページの運転者証のほうは、同じものをパウチしまして、ワンボックスカーと軽自動車の中に貼って掲示しております。

63ページ、様式第5号、運行管理の責任者ですが、私一人になっております。

64ページ、様式第6号なんですけれども、書類関係の記載等も全部、運転者兼管理者の私が記載しております。

65ページ、事故処理の体制なんですけど、今まで事故違反等は一切ございませんでした。

66、67ページですけども、66ページがワンボックスカーのほうの保険証です。金額的には一般的な対人・対物が無制限という一般的な保険に入っております。67ページの軽自動車のほうも同じように入っております。

それから68ページなんですけど、変更手续ということなんですけれども、昨今、ラグビーのワールドカップですとか2020年のオリンピックで、今、軽自動車でも白いナンバーがつけられまして、見た目もよいということとカーナンバーをばさばの838に変えるという目的もあったので、変更手续をしたというのがこの変更手续になります。

69ページなんですけれども、今現在、両車両とも保険でほぼ大まかな事故はカバーできるんですけど、例えば利用者さんが施設に到着し、下りるときにステップを踏み外して落ちてけがしたという、運転中の事故以外が保障されませんので、例えば老人福祉施設ですとか社会福祉法人が適用される、ちょっと名前は忘れたんですけども、ケアプランとかいう福祉関係の保険というのがありまして、例えば施設内の車の乗り降りでけがした場合ですとかいうのが保障されるんですけど、実際問題、短期入所施設の駐車場内なので、施設のほうの保険でもカバーされるので、ちょっと保険をダブルで掛けているところはあるんですけど、どこか違うところへ行って、病院に到着して、そこから下りるときにけがをしたというのは、施設内ではないということで、こういった福祉向けの車両の損害補償のほうにも加入しております。

それから旅客の名簿なんですけど、会員番号1番から7番の方というのが、当初、有償運送の申し込みに伴って、今度始めるので会員にぜひなってくださいとお願いした段階の方が28年12月までで、そこから先はほぼ短期入所のご利用者様の会員ということになります。短期入所の会員になられた方で、全員が全員、名簿の利用者として使っているかという、7、8名の方が登録だけで使っていないという方もいらっしゃいます。これはなぜかといいますと、短期入所を退所する朝に、「急遽ヘルパーさんの手配がつかないので福祉園まで乗せていってくれないか」というときに「会員登録していないと使えないんですよ」ということが何回かあったもので、短期入所の面談、契約の際には福祉有償運送のほうも契約させていただいています。それから就労B等、自力で勤務先に通所できる方でも、今朝そうだったんですけど、大雨で、ご家族の方から「今日は通所先まで急遽送っていってくれ」ということもたまにありますので、念のため、短期入所の利用様には全員、会員登録はお願いしている次第であります。

現在の段階では73ページまでで88人になります。7月17日現在です。本日、8月8日段階では、ここから先は増えてはおりません。

それから74ページ、参考様式第0号なんですけれども、弊団体の身体障がい者の方はほぼ1級と2級の方だけでしたので、26名、3名という形になっております。

その右側の知的障がい者のところなんですけど、軽度、中度、重度というふうな分け方がされているんですけど、この分け方の根拠がいまいち意味がわからなかったもので、手前どもとしましては、支援区分5・6の方を重度だろうということで重度のほうにしています。3・4の方を中度、区分1・2の方を軽度とみなして、このような割り振りにさせていただいております。

それから75ページの運送対価比較表です。タクシー料金は現状のものに対して、この一般社団法人ばざばの場合なんですけど、当初、前回の申請を出すときに、お話し合いの席で計算間違い等がありまして、その場で訂正した初乗り2キロ500円、以降1キロごとに100円で、時間料金設定はないというお話で協議会を整えさせていただきましたので、そのときの文言そのままが弊社の料金のルールとなっております。

料金モデルとしまして、タクシー料金と弊団体の料金になりますが、有償運送は出庫から帰庫までを料金請求という形で往復ということになりますので、タクシーのほうも往復したということ想定しての利用料金で計上させていただいております。下も同じくであります。ふだんの業務においては、この例2の弊団体の本拠地である高島平から、徳丸の徳丸福祉園とこういった近場が、ほとんど8割、9割がこういった形になっております。

運行指示書ということで、76、77ページにございますけれども、ひな形としてはございますが、正直言いまして、運行指示を出すのも運転するのも自分なものですから、特に書いておりません。

それから78ページですけれども、先ほど委員からもご指摘がありましたように、管理に関して、アルコールとかいうこともあるでしょうけれども、私、ほぼ365日、施設のほうで寝泊まりしておりますので、利用者さんの突発的な急病等に備えて運転することもありますので、ふだん、平日に関しては飲酒等は行っていない立場におりますので、アルコールということはありません。

それから79ページが毎日つける乗車記録ということで、これはボックスカーのほうで、80ページが軽自動車のほうになります。

乗務記録も、これはひな形になります。81ページは毎日の利用者さんの記録を書いて

おります。82ページは軽自動車のほうになっております。

83ページ、事故の記録、こちらはまだ無事故ですので記入したことはございません。

84ページも同じくです。

85ページの苦情処理簿は、今まで受けておりませんので記入したことはございません。

それから86ページ、こちらが当初、29年3月31日現在となっているんですけども、28年度としましては、正直3月31日までの1期の分なんですけれども、3月の初めから3月31日ぐらいですので、ここ、イロハニで6人ですとか2人、9人とか書いてありますが、ほぼ同じ方が使っていた状況ですので、3人ないし4人だったのが第1期目となります。

87ページが第2期になります。今年の春、3月31日現在の数字がこのようになっております。

それから88ページが、今年の3月31日時点での活動状況になります。

89ページ、90ページは、いわゆる日常の始業点検と呼ばれるものですが、自社でこういったものを管理しております。

一応説明としてはここまでなんですけど、現在の稼働状況について説明させていただきますと、板橋区役所のほうからタクシー券を発行されるときに、その封筒だか書類の裏に、タクシー会社さんであるとか、有償運送の名前と電話番号等が書いてあるんですけど、一般の方からお問い合わせがあったのが、どこかの年配のおばあさんお一人だけで、あとは一切正直問い合わせはない状況ですので、運行の実態としましては、ほぼ朝の各通所先に障がい者の方を送る有償運送だけの運送というふうになっております。

それから、ご質問が出るかと思しますので先に申し上げますと、例えば通所先が何カ所かにまたがっていて、一筆書きで乗せていったときは割り勘的な料金の割引はないかというご指摘が出るかと思うんですが、弊団体の本拠地は高島平で、正直板橋区の端は端なんですけれども、距離は別として全ての通所先が放射状になっているんですね。

例えば小豆沢福祉園に送って行ってから徳丸に行きましようとか、赤塚に行きましようといったときに、結局同じところを通るんです。朝、身体の障がいの方もいらっしゃるのでも全員車に乗せてゴーとやると、支援スタッフが手がかかっちゃいますので、まずはこちらの方を福祉園のこっちのほうへ乗せていきます。帰ってくる間に用意しておいて、そうしたらまたこっちに乗っていこうという形で、一筆書きするぐらいだったら、スタートのときの支度の準備の時間をばらしたほうが現場としては楽なので、ほぼ一筆書きは正直な

いのが現状です。結局自分のところに戻ってくるコースが信号も引っかからないし、流れるしというのがありますので、一筆書きはほぼありません。

それから今後の営業方針になるんですが、現在、手前ども株式会社のほうで短期入所施設を高島平で行っておりますが、今年の12月開業を目的としまして、新たに移転という形で、徳丸のほうで施設を大きくして短期入所をやる予定であります。併設して知的障がい者のグループホームも行うんですが、そちらのほうに車両を配置するようになると思いますので、書類上の実態は高島平かもしれませんが、駐車場等が今度は徳丸になりますので、次からは徳丸を本拠地の事務所スタート地点という形を考えております。

それから話が戻りますけれども、先ほど言いました利用者登録の方で、70ページなんですけれども、「□」の要介護認定の方なんですけれども、会員番号1番の方は私の祖母ですが、今近所の特養さんに入所しておりますので使っていないということと、12番の方なんですけど、この方は以前私が勤めていたところの社長のお母さんだったんですけども、先月お亡くなりになってしまったんです。なので、12番というのは斜線で消していただいていますので、実際の現段階の登録者数は87名ということになります。ですので、要支援の方もほぼ連絡もありませんので、弊団体のご利用者様は、イと二の知的障がい者及び身体障がい者というのが実態ということになります。

車両の使い分けなんですけれども、車椅子の方がいるときはキャラバンのワンボックスカーを使いますけれども、知的障がいの方1人とか2人という場合は軽自動車を使って運送しているというのが車両の運行の実態でございます。

私からは以上です。

七島会長

ご説明ありがとうございました。

それでは今のご説明について、何かご質問等ございましたら、お願いします。

A 委員

1年ちょっとですか、お疲れさまです。

会員の数の関係でちょっと確認したいんですけれども、74ページでは、現在87名ということになっておりまして、前のページまでもずっと一覧がありますけれども、88ページの活動状況表、29年度末だと思っておりますけれども、こちらの利用会員の状況を見ると、

登録会員が29年度末49名、移動制約者の内訳が32名となっているんですけども、30年3月31日だとすると、73ページまでの名簿と数が合わないなと思ったのですが、どうでしょうか。

一般社団法人ばざば

29年度につきましては、平成30年3月31日現在の利用者様でカウントさせていただきましたので、人数の差額は今年の4月1日から今日までの差額になるということです。

A 委員

そうすると、72ページの名簿の77番目が30年3月31日までかなと思ったんですけども多分先ほどの笠原さんのご説明だと、いわゆる短期入所の利用をされている方の名簿かなと思うんですけども、88ページのほうは実際に移動支援を使っている方の人数という区分けでよろしいのでしょうか。

一般社団法人ばざば

ごめんなさい、質問の意味が…。

A 委員

要するに、3月31日までだとすると、72ページの旅客の名簿の恐らく77番目が平成30年2月21日、78番が4月15日なので、ここで区切られるかなと思って、そうすると、77人もしくは1人減っても76人になるんですね。

88ページの活動状況表だと、登録会員が29年度で49と合計あるので、これはひょっとしたら、福祉有償運送の利用の会員と短期入所の利用の会員数の差なのか、ちょっとその辺がわからなかったのです。

一般社団法人ばざば

これは申しわけございません、恐らく計算間違いだと思います、49……、そうですね。これは申しわけないです、計算間違いだと思います。

そうしますと、こちらの訂正はどのような手続をとらせていただければいいんですか。

B 委員

更新の申請をしていただくときに、必ず添付しなきゃいけない書類ということではないので、修正していただければいいのかなと思いますけれども。

A 委員

正しくは74ページの会員数というのは今日現在だと思うので、88ページは年度ごとのものなので、88ページの状況表の会員数がちょっと増えるという、そういうイメージですよね。

一般社団法人ばざば

そうですね、申しわけございません。

A 委員

あともう1点、88ページの状況表で活動実績のところなんですけれども、稼働総日数が29年度354、運送総回数が350となっているんですけれども、延べ回数が350で総日数が354というのがちょっとわからなかったのと、この稼働日数というのは365日のうちの354日と、そういう意味でしょうか。

一般社団法人ばざば

これは、スタートから目的地に行って帰ってきました、もう一回帰るんで迎えにきてくださいという2往復目をカウントしていないということになりますね。

A 委員

要するに、例えば夕方お迎えに行って、翌朝送るという場合はそれが1回ということですか。

一般社団法人ばざば

いえ、違います。

先ほど何回かあったんですけれども、例にとると、先ほど亡くなったというおばあちゃんが、ご家族と食事に行くということで、赤羽まで連れて行って帰ってきて、これを往路

とすると、今度は復路で行って連れてくるという、この行って帰って、行って帰ってを1回と捉えておいたものですから、数が減っているカウントになると思います。

A 委員

それは、ごめんなさい、運行総回数ということですかね。

一般社団法人ばざば

お一人様の2往復に関しては1回というふうに計算しております。請求書等も合計でそれで1回分というふうにさせていただいていますので、実際は数が何回か減ると思います。

A 委員

稼働総日数が354ということで、365日のうちの364。実質的に要するに1年のうち11日以外は実際に車を動かしているという、そういう意味ですか。

一般社団法人ばざば

そうですね、ほぼ毎日あり、夏休みとかありませんので。

A 委員

それは全部、笠原さんが運行管理と運転をされているということですか。

一般社団法人ばざば

はい。

A 委員

大変じゃないですか。

一般社団法人ばざば

大変です。

ご自宅に送っていくというのは有償運送とは関係ない話なんですね。

土曜日なんかでも、通所先は休みなんですが、日中一時で開いているところもあります

ので、入所先からそのまま自宅に帰らず日中一時の場所に行くとき、これは施設間送迎になりますので、こういう形で土曜日でも有償運送は発生しております。ですので、土日、1カ月のうちに有償運送がないほうが少ないですね。

A 委員

それと、もう一点よろしいですか。

笠原さん自身は運転、いわゆる運行を福祉有償運送管理や運転以外の業務というのも、ここではあるわけですか。

一般社団法人ばざば

一般社団に関しては、ほぼ、法人としての実態は有償運送だけになります。

A 委員

株式会社のほうの短期入所のところでの業務はありますか。

一般社団法人ばざば

業務はありますけれども、今年の4月から支援員という形の名簿には私は一切載っておりませんで、主に裏方の事務仕事であるとか、簡単な移乗だけです。「お風呂に入れるからちょっと足を持って手伝って」というところにはずっと行きますけれども、それ以外はほかのスタッフに任せておりますので、特に立場上、会社のほうでは役員のなものですので、特に雇用関係というのはありませんので、朝夕が私の本業と、いわば運転が本業ですね。それ以外はほぼ事務仕事をして座っているようなものです。

A 委員

これ、354のうち、私も実態の労働時間がわからないんであれですけども、一般社団と株式会社があって、労務管理上、それは大丈夫なのかなと思ったんですけども。

一般社団法人ばざば

運行日数が勤務日となったと仮にしましても、実際、朝、徳丸福祉園に行って帰って20分で、その後は1日休みですとか、そういう日もありますので、それを勤務日と本来

は数えるのでしょうけれども、それ以外はほぼ自分で調整しながら休みは頂戴しておりますので、特に問題はないかなと思います。

A 委員

私からは以上です。

七島会長

ほかにはどうでしょうか。

B 委員

3点ほどございまして、1点目が41ページの確認表の4番の、先ほど車を1台から2台に増やしたということで伺ってございまして、変更の届け出不要と書いてあるんですけども、車の数が変わった場合、運輸支局のほうに届け出をしていただくということになっているんですね。もしまだ提出されていないようであれば、早めに届け出を出していただきたいと、その確認をお願いしたいというのがまず1点。

一般社団法人ばざば

運輸支局のほうですね。

B 委員

そうです。

一般社団法人ばざば

わかりました。

B 委員

2点目が、61ページなんですけれども、運転者台帳の1番と2番に講習の受講の状況を書いていただくところがありまして、60ページに福祉有償運送の運転者講習を受けていただいた修了証をつけていただいているので、その修了したというものもここに書いていただいたほうがいいのかと思いますので、それをお願いしたいと思います。

3つ目が、先ほどCarremoさんのときにもお話しさせていただいた内容で、常駐されていてアルコールは飲まないという話をいただいたんですけども、例えば病気になっていたりとか、あとは疲れが原因で安全な運行ができないという場合もあると思うので、顔色ですとか、支障があるかどうかを別の方に見ていただいたほうが事故防止につながるのかなと思うので、ちょっとそこを今後の体制として検討していただきたいというのが3つ目であります。

七島会長

よろしいでしょうか。ほかにはどうでしょうか。

C委員

私のほうからも、安全な運行管理という点で1点だけ。

入所者の方の送り迎えですとか、移動の際は笠原さんのほうでお車を運転されていて、1年を通して、お一人でほぼされているということだったんですけども、アルコールはほぼ飲まれないという話ですが、それでも一応形式上アルコールチェックとかで、毎日朝何時ごろから運転されるのかちょっと私はわかりませんが、その日始まる前にアルコールチェックとかで、そういう確認とかはされているのでしょうか。

一般社団法人ばざば

自分で自分のチェックということになりますが、前日飲んだか、飲んでいないかというのは自分自身が一番よくわかっておりますし、業務内容的に飲める状況下におりませんので、基本、ふだん平日の夜は飲んでおりません。

土曜日の夜ですとか日曜日の夜、仮に飲酒するケースは、次の日は有償運送ではありませんので、翌日の朝、有償運送がないときは、申しわけないけれども午後から出勤させてくれという形で、ほかの人間に自宅に送る分には有償運送以外の、短期入所としての送迎という送迎加算で運行しておりますので、仮に飲むとしましては有償運送がない、運転しない前の日のみになります。

C委員

別に笠原さんがどうということではなくて、ただ我々の業界でも、例えば乗務員さんを

採用した後に、面接のときにも、やはりタクシードライバーというのはお客様の命を預かって目的地まで送り届けるのが仕事だからプロドライバーとしての自覚を持ってなんて、私も言ったりもするんですけども、そのときにやはり乗務員さんも、わかりました、アルコールは絶対に、飲むは飲むけれども翌日仕事の前の日は飲む量を減らしたりとか、なるべく早く、いつもよりは早く切り上げて休むようにしますというふうに、そういうふうに約束してもらっても、次の日、朝会社にやってきて、我々朝の点呼を受ける前にアルコールチェックしてもらおうんですけども、そこでアルコールチェックを吹いたらアルコールが出てしまったというのがやはりあるんです。

そうなる、やはり人間ですから、やらないと言ってもついつい飲み過ぎちゃったり、あと夏場とかだったら体が弱ってしまったりすると、そんな大した量を飲んでいない、ふだんだったら出ないのに、少量しか飲んでいないのにアルコールが残って、次の日アルコールチェックが反応してしまうということもございますので、お一人で、飲んでいないんだから大丈夫だというのはそれでよろしいと思うんですけども、やはり記録として、飲んでいないのはそうなんですけれども、一応アルコールチェックを吹いて、出ていないなら出ていないという形で記録した方が…。

乗務員点呼簿にもアルコール検知器の使用ということで項目もございますから、そこに一応アルコールチェックを吹いて、形式的でもいいんですけども、なしという形で記録をつけていくのが、一応安全運行という点ではよろしいのかなという気がいたします。

一般社団法人ばざば

わかりました。

七島会長

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

七島会長

それではご質問はないようですので、協議会としての決定をさせていただきたいと思えますけれども、いろいろ今、書類の修正とか指摘もありましたので、そういうところはき

ちゃんと検討していただいて、直すべきところは直していただくということで、一般社団法人ぱざぱさんの更新登録申請と対価につきまして、この協議会で協議がととのったということにさせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

七島会長

ありがとうございました。

では、協議がととのったということで、また今後もよろしくお願いいたします。

せっかくでございますので、ほかに何かご意見等、頂戴したいと思えますけれども、何かございますでしょうか。

（発言する者なし）

七島会長

ないようでしたら、これをもちまして第17回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。